

モーターボート競走

舟券場外売場設置についての

答申がまとまる

モーターボート競走舟券場外売場設置についての検討委員会(以下委員会)は、町長から諮問されたこの事について答申がまとまりましたので、お知らせいたします。

序文省略

(1)交通問題について

モーターボート競走舟券場外売場(以下売場)の設置については、この交通問題が最も重要な課題であると考えられる。当町の売場設置予定地は、国道8号沿線ということになり、朝夕における通退勤時では現在でも交通の混雑を来している状況である。

売場の開業時間は午前11時から午後4時頃までということになり、入退場の時間をこのラッシュ時の時間帯を避けているものもまったく影響がないとは言えない。

又、開業時において施設の近辺道路での不法駐車などが、既設の所では見受けられるということもある。これらをして、予定地周辺の交通渋滞は少なからず生ずることが予想される。従って、売り場を設置するに当たっては専門のアクセス道路が必要であろう。又、来客見込み数以上の駐車場や駐輪場も必要である。更に、来客者の入退場を誘導する専門員をできる限り多く配備することも必要である。なお、この交通問題については、関係機関とも十分協議をしてその指示に従って対処して頂きたい。

(2)教育問題及び青少年問題について

モーターボート競走が公営ギャンブルといえども、一つの賭けごとである事から子供や青少年に与える影響が皆無とは言えず、データ不足という事もあるが実情を調査した時点では、大きな心配はないと思われる。

公営競技は法律に基づいて行われ、実施に当たっては国の許可等を得る事が義務付けられており、売場についても

モーターボート競走法及び同規則に則るほか、施設についての基準を定めており、それらに適合するものである事について運輸大臣の確認を得る事になっている。

これらの法律等では、未成年者の入場拒否、暴力行為や不法行為の禁止はもちろん、施行自治体の実施についての善良なる管理義務などに加え、国の監督権もあることから実際に開業している売場での青少年や児童、生徒に影響を与えるような事件などがあつたという事は聞いてないが、もし売場が設置される事になるならば児童、生徒や青少年に与える影響を十分考えた上で、これらの問題が全く生じないよう十分配慮した施設環境としなければならぬ。

(3)環境問題について

売場設置に伴い、地域の環境にどのような影響を及ぼすかについては、交通、教育問題のほかゴミ汚染、騒音や風紀の乱れによる環境破壊などが考えられる。

売場の設置が予定されている所には、信濃川沿いに河川敷公園が住民の憩いの場となっており、この点についても懸念される所である。まず、ゴミなどによる環境汚染であるが、売場の施設内はもとより、周辺道路や空き地などがゴミの捨て場となるような事があるべきではない。視察をした所では、シルバー人材センターに委託して、施設の周辺一帯の清掃作業を行っているという事である。

従って、この点についても徹底した対策が図られなければならない。又、排水についても悪臭などが生じないように十分設備を整える必要がある。

騒音については、ボート競走場と異なり売場は、建物の中で映像を見ながらの遊技場であり、車や人の出入りに伴う音程度と考えられる。

次に、風紀上の問題として、暴力行為など俗に風紀上良くないと言われている人の出入りなどにより、施設内や前述の公園を含めた施設周辺に与える環境の悪化が考えられる。この点については、過去には一部不祥事もあつたと言ふ事も聞いているが、法的な規制や管理監督の徹底から視察をした施設ではそういう事実はないという事である。

しかし、このような事件は絶対にあつてはならないという事であり、警察や警備員の配備などに十分な体制を整える事が必要である。売場はギャンブル施設というイメージがある事から、この環境問題についても重要な課題であるので、慎重な対応をすべきである。

(4)その他

以上、三点について記述したが、議会採択のあつた陳情書にある売場の誘致に伴う町及び商工業者の活性化については、売場開業後の経過を見なければならぬが、予想として記しておきたい。

既に開業している所では、売場の従業員はすべて地元の人を雇用しており、使用する物品の納入についても地元から購入しているという事でも、更には人が集まる事による何らかの経済効果はあるものと考えられる。

(5)結び

以上、四項目にわたり意見を申し上げるものであるが、それ以外の問題が予想される場合は、十分審議を尽くされるべきである。しかも、提言した問題点や意見についての整備が図られなければ、何らかの影響が生じることは必定であり、又住民感情からしても売場の設置は困難である。

又、たとえ開業後であっても、ここに問題点として提起したことについて実際に事件等が生じた場合は、ただちに中止又は廃止すべきであると思われる。

よって、売場の設置については各関係者と十分協議をして、条件整備が確約されると共に住民の意志も十分尊重した上で、売場誘致の是非について判断されることを強く望むものである。

新社会人に対する消費者啓発

気を付けて 甘い誘惑 もつつけ話

四月からフレッシュマンとして第一歩を踏み出す皆さん、おめでとうございます。これからは アルバイトとは違い、正社員として収入を得て生活することになります。それをどう使うのかはあなたの自由ですが、各種の消費者トラブルに巻き込まれないようにすることも、社会人として不可欠な要素です。

★「悪質商法」の実例

うまい話にはのらない
巧みな手口で誘いをかけ、大切なお金をだましとるのが「悪質商法」です。ここでは、最近ビジネスマンなどが被害に巻き込まれた例を紹介いたします。

●マルチ商法

「新しい会員を誘えば、高額収入が得られる」といって高い商品を購入させたり、入金会金などを支払わせたりする商法。こうして組織に加入させ、自分より後に入ってきた会員から利益を得る仕組みに

★クレジットカードの落とし穴

収入を考えた使い方
クレジットカードは、お金がなくても後払いできるのが便利ですが、もちろん魔



でも国家資格になるような説明をします。しかし、国家資格はこうした講座を受講しただけで、簡単に取得できるものではありません。

●継続的サービス

継続的にサービスの提供を受けるエステや語学教室は、契約時にクレジットの利用や現金一括払いなどの方法が多く、中途解約や既払い金の返還を巡るトラブルが多発しています。サービスの内容、支払い方法、中途解約条件などを十分に確認して契約するようにしましょう。

■消費者トラブルの相談先

通商産業省消費者相談室
☎〇三三三〇一四六五七
このほか、通商産業局の消費者相談室、都道府県および市区の消費生活センターへお問い合わせ下さい。

大切です。



毛皮はクリーニングをしすぎると、毛の脂肪分がなくなりカサカサしてきます。本格的なクリーニングは、三年に一度で十分です。

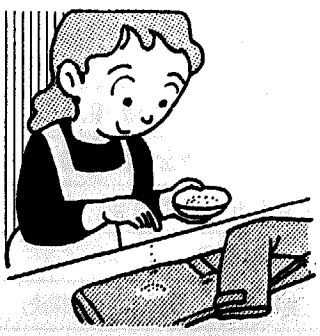
ふだんの手入れ

は、一回着たら必ずブラッシングする習慣をつけましょう。厚手のハンガーにかけ、風通しのよい所で陰干しして、体温や湿気を取り除きます。数回着たら、布団たたきで軽くたたき、逆さにして振り、ほこりを払いましょう。雨に濡れたら柔らかい布でよくふいて、陰干しし、ブラッシングをしておきます。絶対に、ドライヤーを使ってはいけません。

毛皮の手入れと保管

こぼしたジュースには塩が一役

保管するときは、陰干して湿気を取り、ホコリをたたき、汚れを取った後でハンガーにつるし、通気性のよい布製カバーをかけ、暗い洋服ダンスかクローゼットに。ほかの衣類と触れないように、空間もたせて入れておきましょう。防虫剤は多めに入れ、直接毛皮に触れないようにティッシュペーパーなどに包みます。



毛皮に香水がかかると、においにつき、つやがなくなり、しみや黄ばみの原因になったりします。食べこぼしや汗などは、ほうっておくと酸化して変色したり、虫食いの原因になります。こうした汚れは、ぬるま湯で中性洗剤を溶かし、柔らかいタオルかガーゼを浸して固く絞り毛